

御公料也、其内船料も有、末に記 以上二十二組也、是を五通とす、京田通、山濱通、稀川通、中河通、狩川通是なり、中略

羽源記五卷、東朝日山軍酒内出張の條下に、飽海田川三庄三郡の兵共と有、三郡といふは、近代は田川、櫛引、飽海三郡とも云り、慶長四年、飽海觀音寺殿、小助河への書狀にも、櫛引郡と有、

〔續日本紀元四明〕和銅元年九月丙戌、越後國言、新建出羽郡、許之、

〔續日本後紀仁八明〕承和六年十月乙丑、出羽國言、去八月廿九日、管田川郡司解備、此郡西濱達府之程

五十餘里、本自無石、而從月三日、霖雨無止、雷電鬪聲、經十餘日、乃見晴天、時向海畔、自然隕石、其數不少、或似鏃、或似鋒、或白、或黑、或青赤、凡厥狀體、銳皆向西、莖則向東、詢于故老、所未曾見、○下略

〔郡名考〕出羽 秋田 アイタ アキタ

秋田郡 淳代郡

〔出羽國風土記九秋田郡〕河邊郡の東にして、東に大平山といふあり、此山の後より北に當て山本郡あり、太平山より秋田郡中へ流出る川あり、北出河といふ、見國史、上古は、齧田、或飽田、秋田とも書り、出羽國の號未出以前の大郡にして、東蝦共稱し、陸奥とも一國成りしと見へたり、以國史地理を按に、河邊由利飽海等は、當郡の内成べし、古へ此邊無五穀、蝦夷漸王化なれて、初て水田を發、稻を植たる所より、飽田秋田ともいふ名出しにや、齧或秋の字を書たるは、和訓イトキト横音通るを以書たる成べし、

〔日本書紀二十六齊明〕四年四月、阿陪臣名率船師一百八十艘、伐蝦夷、齧田、淳代。二郡蝦夷望怖、乞降、於是

勒軍陳船於齧田浦、齧田蝦夷恩荷進而誓曰、○中略將清白心仕官朝矣、仍授恩荷以小乙上、定淳代津

輕二郡郡領、七月甲申、蝦夷二百餘、詣關朝獻、饗賜贍給有加、於常仍授柵養蝦夷二人位一階、淳代

郡大領沙尼具那小乙下、或所云授位二階、使檢戶口少領宇婆左、建武勇建者二人位一階、○中略又詔淳代郡大領

沙奈具那、檢覆蝦夷戶口、與虜戶口、五年三月、是月遣阿倍臣名率船師一百八十艘、討蝦夷國、阿倍

臣簡集飽田淳代二郡蝦蜨二百四十一人、其虜三十一人、○中略於一所而大饗賜祿、